

# 前回の福祉人材確保専門委員会での主な意見

的自り個性人物唯体我们女只女(少工の念元	
視点	意見
ソーシャルワークの機能	<ul> <li>複合的課題を抱える事例に対して、分野横断的に支援を必要とする人々を取り巻く環境や地域社会に働きかけ、多様な社会資源を活用・開発していくソーシャルワークの機能がますます必要になってきている。</li> <li>災害発生時には、段階に応じて生活ニーズは変化していく。きめ細やかな復興を支援していくためには、ソーシャルワークの機能がよりいっそう求められる。</li> <li>災害時こそ地域包括ケアが重要。災害時のソーシャルワークを担える人材をどう養成していくかを検討する必要があるのではないか。</li> <li>ソーシャルワークという機能が、いかに発揮・充実するかという方向性で議論すべきではないか。専門職でない方が持っているソーシャルワークの基礎的な機能を引き出し、社会全体としてソーシャルワークの機能が浸透していくというような考え方もあるのではないか。</li> </ul>
ソーシャルワークを担う人 材に必要な能力	● 地域包括支援体制に資する人材には、コーディネートカ、連携カ、開発力、コミュニティ・ディベロップメントカなど、それぞれの専門職、看護、医療、福祉を含めた地域のカと民生委員やボランティアをはじめとした住民の方が相互に力を発揮できるような力が求められている。
社会福祉士の活用	<ul> <li>ソーシャルワーク機能を必要とする既存の機関等をはじめとして、新たに必置される機関等に社会福祉士を必置し、効果的・効率的な人材の活用が必要になっている。</li> <li>診療報酬においては、社会福祉士に関する加算を設けることで配置が進んでいる現状があることから、介護報酬においても、加算等を設けることで活躍の場の拡大が図られるのではないか。</li> <li>様々な領域で社会福祉士の職域が拡大されてきているが、不安定な雇用も多くなっており、活躍の場が拡がらない。しっかりとした教育、多様な活躍の場と雇用の安定、さらにキャリア形成を推進していくことで活用の促進につながるのではないか。</li> <li>個人情報の問題で情報を入手することができないといった、縦割り行政の問題があるが、地域丸ごとを進めていくためには、縦割りではなくて横軸にさしていくことが必要であり、この点については社会福祉士という職域が適しているのではないか。</li> <li>社会福祉士を配置することによって、どのような効果があったのか、エビデンスを示すことが重要ではないか。</li> <li>社会福祉士が多職種連携のつなぎ役(調整役)になるということも重要ではないか。</li> </ul>

#### 論点①

○ 社会から期待されているソーシャルワークの機能とはどのようなものか。

#### 論点に対する考え方

- 1. ソーシャルワークの定義
  - 国際ソーシャルワーク学校連盟/国際ソーシャルワーカー連盟によって「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」(2014年7月総会で採択)が定められており、「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。」とされている。
  - 〇 また、日本学術会議の社会福祉・社会保障研究連絡委員会がまとめた報告書によると、「ソーシャルワークとは社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活(QOL)を支援し、個人のウェルビーイング\*の状態を高めることを目指していくことである。」(「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりの提案」(平成15年6月24日))とされている。
    - ※ウェルビーイング(well-being)とは、個人の人権の尊重を前提に自己実現の促進を目的とした積極的でより権利性の強い意味合いを含んだものとして理解されている。1946〔昭和21〕年世界保健機構(WHO)憲章前文にも登場しており、「安寧」「良好な状態」「福祉」などと訳し用いてきた。

# 論点に対する考え方

- 2. ソーシャルワークの機能
  - ソーシャルワークの機能については、ソーシャルワークの専門職団体としてソーシャルワークの発展や専門性の向上に向けた研究や活動を行っている全米ソーシャルワーカー協会(1955年設立)が、以下のとおり、ソーシャルワーク実践の目標を達成するためにソーシャルワーカーが果たすべき機能を示している。
  - ① 人々の問題解決能力や対処能力等を強化するという目標を達成するため、<u>事前評価、</u> 診断、発見、カウンセリング、援助、代弁・能力付与等の機能を遂行する。
  - ② 人々と資源、サービス、制度等を結びつけるという目標を達成するため、<u>組織化、紹介、ネットワーキング等の機能</u>を遂行する。
  - ③ 制度の効果的かつ人道的な運営を促進するという目標を達成するため、<u>管理/運営、</u> スーパービジョン、関係者の調整等の機能を遂行する。
  - ④ 社会政策を発展させ改善するという目標を達成するため、<u>政策分析、政策提案、職員</u> 研修、資源開発等の機能を遂行する。

【全米ソーシャルワーカー協会編、日本ソーシャルワーカー協会訳「ソーシャルワーク実務基準および業務指針」 1997年】

- 3. 論点に対する考え方

#### 論点②

ソーシャルワークには、今後どのような機能が求められていくのか。

## 論点に対する考え方

「ニッポンー億総活躍プラン」や厚生労働省に設置した「「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」の趣旨を勘案すると、「支え手側」と「受け手側」が協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現すると共に、対象者の属性に関わりなく、丸ごとの課題に対応し、複合的な課題に対する包括的な相談支援体制(以下「包括的な相談支援体制」という)の構築や住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制(以下「住民主体の地域課題解決体制」という)を構築するにあたり、今後ますます、ソーシャルワークの機能及びソーシャルワークの機能を果たす者が求められている。

#### 1. 包括的な相談支援体制の構築について

- 〇 包括的な相談支援体制の必要性については、例えば、高齢分野や障害分野、生活困窮者自立支援制度、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現等、様々なところで言及されている。
- 高齢分野においては、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制として、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる。

#### 論点に対する考え方

- 〇 障害分野においては、障害児者の自立促進と共生社会の実現に向けて、相談支援専門員には、「ソーシャルワークの担い手としてそのスキル・知識を高め、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている」とされている。【「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ(平成28年7月19日)】
- 生活困窮者自立支援制度においては、複合的な課題があり現行の制度のみでは支援することが難しい人に対し、既存の個別的なニーズに対応する制度・福祉サービスを活用しつつ、ワンストップで生活全般に渡る包括的な支援を提供する仕組みづくりが理念のひとつとされている。
- 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンにおいては、「対象者を制度に当てはめるのではなく、本人のニーズを起点に支援を調整することである。こうした考え方に立って、高齢者、障害高齢者、障害児童、生活困窮者といった別なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に合った支援が受けられるという新しい地域包括支援体制(全世代・全対象型地域包括支援)を構築していく。」とされている。

【厚生労働省新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現〜新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン〜」(平成27年9月17日)】

#### 論点に対する考え方

〇「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」(以下「地域力強化検討会」という)」による中間とりまとめにおいては、「多様な、複合的な課題については、高齢、障害、子どもといった福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生など多岐にわたる分野で、市町村単位、ときには都道府県単位の専門機関も含めた多機関が協働する体制の中で、解決方法が考えられるべきである。」とされている。

【地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会「地域力強化検討会中間とりまとめ~従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ~」(平成28年12月26日)】

○ こうしたことを踏まえると、包括的な相談支援体制とは、全ての人が安心・安全にその人らしい自立した日常生活を継続することができるよう、福祉課題やニーズを発見した者又は相談を受けた者並びに所属する社会福祉法人等の事業者が、福祉のみならず、医療、介護、保健、雇用・就労、住まい、司法、商業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、教育、まちおこし、多文化共生など、多様な分野や業種の公私の社会資源並びに住民主体の地域課題解決体制と連動し、福祉課題の解決やニーズの充足に必要な支援を包括的に提供すると共に、制度の狭間の問題や表出されていないニーズを把握し、必要に応じて社会資源やサービスを開発する体制といえるのではないか。

なお、相談を受けた者が所属する社会福祉法人など各地の事業所が役割を果たすことが求められる。

#### 論点に対する考え方

- このような包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能としては、以下のものがあるのではないか。
  - 地域において支援が必要な個人や世帯及び表出されていないニーズの発見
  - 地域全体で解決が求められている課題の発見
  - 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
  - 相談者個人、世帯並びに個人と世帯を取り巻く集団や地域のアセスメント
  - アセスメントを踏まえた課題解決やニーズの充足及び適切な社会資源への仲介・調整
  - 相談者個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制及び地域づくり
  - 必要なサービスや社会資源が存在しない又は機能しない場合における新たな社会資源の 開発や施策の改善の提案
  - 地域特性、社会資源、地域住民の意識等を把握するための地域アセスメント及び評価
  - 地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成及び地域づくり
  - 包括的な相談支援体制に求められる価値、知識、技術に関する情報や認識の共有化
  - 包括的な相談支援体制を構成するメンバーの組織化及びそれぞれの機能や役割の整理 調整
  - 相談者の権利を擁護し、意思を尊重する支援や方法等の整備
  - 包括的な相談支援体制を担う人材の育成に向けた意識の醸成

#### 論点に対する考え方

- 2. 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築について
  - 〇 住民主体の地域課題解決体制の必要性についても、以下のように様々な言及がなされている。
  - 社会福祉法においては、地域住民について、支援が必要な者を地域で支えるため、相互協力により、地域福祉を推進していくことが求められている。
  - ニッポンー億総活躍プランにおいては、「福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。」とされている。
  - 〇 地域力強化検討会中間とりまとめにおいては、「誰かにまかせようと思うのではなく「自分たちでなにかできないか」と思える意識は、ソーシャルワークの機能を果たす者の働きかけにより、一つの課題に対して地域住民も一緒に解決していく過程を繰り返し、気づきと学びを促すことで、作り上げられるものである。」とされている。

また、「他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする、いわば地域にとっての「触媒」としてソーシャルワークの機能が、それぞれの「住民に身近な圏域」に存在していることが重要である。」とされている。

#### 論点に対する考え方

- 〇 内閣府共助社会づくり懇談会がとりまとめた報告書(「共助社会づくりの推進について~新たな「つながり」の構築を目指して~」(平成27年3月12日)においては、「目指すべき共助社会の姿は「個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作り上げていく社会である」」とし、共助の担い手の第一は地域住民であり、地域社会に存在する課題の認識と当事者としての自覚が課題であるとされている。
- 〇 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)(平成27 年1 月27 日)においては、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるものであることが望まれる。これを実現するためには、国を挙げた取組みが必要であり、関係省庁の連携はもとより、行政だけでなく民間セクターや地域住民自らなど、様々な主体がそれぞれの役割を果たしていくことが求められている」とされている。
- 〇 この他にも、地域住民には、社会的排除、社会的孤立、ひきこもり、ホームレス、いじめ、育児・子育て・介護不安、虐待、災害、自殺等、支援が必要な人々や状況並びに表出されていないニーズの発見、発生の予防・未然防止、適切な機関・団体につなぐ等の役割が期待されている。

## 論点に対する考え方

○ こうしたことを踏まえると、住民主体の地域課題解決体制とは、住民一人ひとりが、地域福祉を推進する主体及び地域社会の構成員であるという当事者意識を持ち、自身の身近な圏域に存在する多種多様な福祉課題や表出されていないニーズに気づき、他人事を我が事として捉え、地域課題の解決に向けてそれぞれの経験や特性等を踏まえて役割を分かち合う体制といえるのではないか。 なお、各地域で構築されている包括的な相談支援体制と連携することが必要である。

○ このような住民主体の地域課題解決体制をつくるために求められるソーシャルワークの 機能としては、以下のものがあるのではないか。

- ソーシャルワーカー自身が地域社会の一員であるということの意識化と実践化
- 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
- 個人、世帯、地域の福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解の促進、福祉課題の普遍化
- ・ 地域住民が支え手と受け手に分かれることなく役割を担うという意識の醸成と機会の創出
- 地域住民のエンパワメント (住民が自身の強みや力に気付き、発揮することへの支援)
- ・ 住民主体の地域課題解決体制の立ち上げ支援並びに立ち上げ後の運営等の助言・支援
- 住民主体の地域課題解決体制を構成するメンバーとなる住民や団体等の間の連絡・調整 • 地域住民や地域の公私の社会資源との関係形成
- 見守りの仕組みや新たな社会資源をつくるための提案
- 「包括的な相談支援体制」と「住民主体の地域課題解決体制」との関係性や役割等に関する理解の促進

# 今後、ますます求められるソーシャルワークの機能

○ ソーシャルワークには様々な機能があり、地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制の構築」や「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を推進するにあたっては、こうした機能の発揮がますます期待される。

#### 地域共生社会の実現

制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応等、多様化・複雑化するニーズ への対応や、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会



地域共生社会の実現に必要な体制の構築

包括的な相談支援体制の構築

住民主体の地域課題解決体制

#### ソーシャルワークの機能を発揮することによる体制づくりの推進

- 支援が必要な個人や家族の発見
- 地域全体の課題の発見
- 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面 のアセスメント
- 世帯全体、個人を取り巻く集団や地域のアセスメント
- 問題解決やニーズの充足、社会資源につなぐための仲介・調整
- 新たな社会資源の開発や施策の改善に向けた提案
- 地域アセスメント及び評価
- 分野横断的・業種横断的な社会資源との関係形成
- 情報や意識の共有化
- 団体や組織等の組織化並びに機能や役割等の調整
- 相談者の権利擁護や意思の尊重にかかる支援方法等の 整備
- 人材の育成に向けた意識の醸成

- 地域社会の一員であるということの意識化と実践化
- ▶ 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
- 福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解促進、 課題の普遍化
- 地域住民のエンパワメント
- 住民主体の地域課題の解決体制の構築・運営にかかる 助言・支援
- 担い手としての意識の醸成と機会の創出
- 住民主体の地域課題の解決体制を構成する地域住民と 団体等との連絡・調整
- 地域住民と社会資源との関係形成
- 新たな社会資源を開発するための提案
- 包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に関する理解促進